

令和4年塩尻市議会 12月定例会

予算決算常任委員会会議録

○日 時 令和4年12月16日（金） 午前10時00分

○場 所 第一・第二委員会室

○審査事項

議案第 11号 令和4年度塩尻市一般会計補正予算（第9号）

議案第 12号 令和4年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 13号 令和4年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第 14号 令和4年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第 15号 令和4年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第 16号 令和4年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

○出席委員

委員長	中村 努 君	副委員長	篠原 敏宏 君
委員	牧野 直樹 君	委員	樋口 千代子 君
委員	赤羽 誠治 君	委員	小澤 彰一 君
委員	中野 重則 君	委員	横沢 英一 君
委員	西條 富雄 君	委員	青柳 充茂 君
委員	上條 元康 君	委員	山口 恵子 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	山崎 油美子 君
委員	丸山 寿子 君	委員	柴田 博 君
委員	永田 公由 君		

○欠席委員

委員 石井 勉 君

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長	小松 秀典 君	事務局次長	小澤 秀美 君
事務局係長	酒井 千鶴子 君	事務局主事	清沢 光晴 君

午前9時59分 開会

○**委員長** 皆さん、おはようございます。ただいまから 12 月定例会予算決算常任委員会を開会いたします。なお、石井議員より、所用により欠席の届出がありましたので御報告をいたします。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○**副市長** 改めまして、おはようございます。本日は大変お忙しい中、予算決算常任委員会を開催いただきまして誠にありがとうございます。御提案を申し上げます補正予算につきまして、よろしく御審査を賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

○**委員長** では、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託されました議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。それでは、日程等について副委員長から説明させます。

○**副委員長** 今回の委員会は、本日 16 日のみです。議案第 11 号から第 16 号までの議案順に審査を行います。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、説明者の座席は少なめにしています。議案ごとの職員の入替えにつきましては、速やかにお願いをいたします。以上です。

○**委員長** それでは、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、簡潔明瞭な説明をお願いいたします。委員の皆様は一問一答方式による質問に心がけていただき、答弁は分かりやすく端的にお願いいたします。また、発言に際しては必ずマイクを使用してください。

議案第 11 号 令和 4 年度塩尻市一般会計補正予算（第 9 号）

○**委員長** それでは、議案第 11 号令和 4 年度塩尻市一般会計補正予算（第 9 号）を議題といたします。説明を求めます。

○**財政課長** それでは、議案第 11 号令和 4 年度塩尻市一般会計補正予算（第 9 号）について御説明を申し上げます。別冊予算書の 1 ページ、表紙のところですけれども第 1 条です。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8 億 3,240 万 5,000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 343 億 8,383 万円とするものです。

それでは、内容につきましては歳出から御説明申し上げますので 15、16 ページをお開きください。それではまず初めに、歳出全般に関連する補正について、若干御説明を申し上げます。説明欄の記載に施設管理費などで、そういった事業において増額計上いたしました燃料費、電力使用料、あと施設管理分担金につきましては、エネルギー価格の高騰に伴う燃料費等の値上がりによりまして、本庁舎や総合文化センターのほか、学校、保育園、支所など、予算の不足が見込まれることから、公共施設全体で今回の補正総額 1 億 315 万 8,000 円を増額するものです。以降、各事業での説明は省略をさせていただきますので御了承いただければと思います。

なお、増額の主な要因ですけれども、特に電気料金について申し上げますと、原油、液化天然ガス、石炭などの調達価格が上昇をしていることに伴いまして、電気料金の請求に含まれている燃料費調整額というもの前年同月で比較をいたしますと 1 キロワットアワー当たり 4 月の時点では単価が 6.1 円、10 月では 9.7 円上昇しております。

さらに、令和 5 年 1 月には 13.7 円上昇する見込みでありますので、このようなことから本庁舎を例に申し上げ

ますと、4月から10月までの電力の使用については実はほぼ平年並みではありますが、電気料金につきましては20%程度上昇している状況であります。11月以降の請求に関しては、さらにそれが上昇する見込みであるということですのでお願いいたします。

次に、説明欄が空白となっている財源のみの補正というのは幾つかありますけれども、これにつきましては、歳入のふるさと寄附金の増額補正に伴いまして地域ブランドの構築など、寄附者が選択をしました4項目の使い道に沿った形で、現時点における寄附割合を基に関連する予算科目に寄附金を充当いたしまして一般財源を減額しているというものです。私からは以上です。

○総務人事課長 それでは、15ページ以降の歳出全般のうち、人件費につきまして御説明をさせていただきます。多くの科目で補正をしておりますけれども、この人件費につきましては補正の理由が各該当科目とも共通しております。そのため、私からその内容について一括して説明をさせていただきます。以降、各担当課からの人件費関係の説明は原則として省略させていただきますので御了承いただきたいと思います。

人件費につきましては、本年度の人事異動に伴う内容を加味いたしまして年度末を見通した上で、各該当科目におきまして職員給与費のほか会計年度任用職員の報酬や手当、社会保険料等を補正するものです。一般職につきましては、給与分は当初予算において平均給与で配分をしておりますので、配置された職員の年齢構成で各科目において増減が発生しているほか、人事院勧告に伴う若年層を中心とした給料の増、また、勤勉手当の増額などとなっております。また、会計年度任用職員につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、主に保育園での休園の対応ですとか陽性者の代替え職員確保に伴う報酬などの増額が主なものとなっております。私からは以上となります。

○財政課長 それでは、再度お願いいたします。17、18ページ、一番上の2款1項4目財政管理費の白丸です。財産管理事務費100万6,000円の増額につきましては、これは地方財政計画における見える化の取り組みとして行われております地方単独事業のソフト事業に関する調査というものが令和5年度から本格実施されることに伴い、財務会計システムを改修するものです。私からは以上です。

○秘書広報課長 続きまして、6目企画費、説明欄白丸、ふるさと寄附金事業2億1,080万円の増額につきましては、現在予算で歳入のふるさと寄附金の額を2億円で計上しておりますけれども、これを6億2,000万円に増額させていただくことに伴いまして、寄附謝礼品、ふるさと寄附金業務委託料、ポータルサイト特設案内使用料を増額補正するものです。私からは以上です。

○地域づくり課長 続きまして、8目地域づくり振興費の説明欄の白丸、防犯灯管理事業、その下の黒ポツ、LED防犯灯電気料補助金102万円の増額につきましては、補助対象防犯灯5,100基分に対して電気料高騰分の補助金を補正するものです。なお、財源につきましては循環型社会推進基金繰入金を全額充当いたします。私からは以上です。

○危機管理課長 続きまして19、20ページ、13目防災・防犯費です。説明欄の白丸、防災防犯諸経費につきまして、被災者生活再建支援システム導入業務委託料409万8,000円を増額するものです。災害時に罹災証明書の発行や被災者台帳の作成管理などを行います被災者支援システムについては、現在、富士電機株式会社のクラウドサービスを利用しておりますが、先般、業者側からシステムサービスの提供を今年度末で終了する旨の申し出がありました。したがって、新年度までに新たなシステムへの移行を行って被災者支援業務を実施できるよ

う体制を整える必要がありますので、新システムの導入に要する費用について増額をお願いするものです。なお、財源には緊急防災減災事業債 400 万円を充てるものです。以上です。

○**福祉課長** それでは 23、24 ページ、3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費の 3 つ目の白丸、生活困窮者自立支援事業の前年度生活困窮者自立相談支援事業等国庫負担金返還金 828 万 5,000 円の増につきましては、前年度、令和 3 年度の事業費確定に伴う返還金を補正するものです。

続きまして、2 目障害者福祉費の 2 つ目の白丸、障害者福祉サービス事業の障害者福祉サービス給付費 1 億 6,813 万 6,000 円の増につきましては、障害福祉サービス給付費の利用者、利用件数の増加による不足額を補正するものです。主に障がい者の就労に向けた訓練の場を提供する就労継続支援の利用者の増加、グループホームで生活する人が生活する共同生活援助の利用者の増加、重度の障がいがある人が自宅で暮らすために長時間にわたり身体介護、家事援助等を行うサービス、重度訪問介護の利用者数、利用時間が増えたことによるものです。この事業に関わる費用につきましては、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1 の負担になっております。

次の白丸、障害児入所給付事業の障害児施設給付費 3,530 万円の増につきましては、未就学児の障がい児が利用する児童発達支援の利用や、就学時に利用する放課後等デイサービスの利用が増えたことによるものです。なお、この事業に関わる費用につきましても国が 2 分の 1、県が 4 分の 1 の負担になっております。

続きまして、25、26 ページ、最初の白丸、自立支援医療給付事業の更生医療給付費 2,013 万 3,000 円の増につきましては、人工透析などの疾患による新規申請者が増えたことによるものになります。なお、この事業に関わる費用につきましても、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1 の負担になっております。以上になります。

○**長寿課長** 続きまして、3 目老人福祉費、説明欄 2 つ目の白丸、高齢者等生活支援事業 2 つ目の黒ポツ、介護サービス利用助成金の 196 万 9,000 円の増額につきましては、要支援、要介護認定者で市民税非課税世帯の方が居宅介護サービスの利用に使用できる助成金を交付しているものですが、利用者数が増加をしており、当初予算額を超える見込みとなったため、増額の補正をするものです。

続いて、5 目介護保険事務費、説明欄 2 つ目の白丸、介護保険事業特別会計繰出金の 43 万 2,000 円は、介護保険事業に係る経費について、一般会計からの繰出金となります。このことにつきましては、介護保険事業特別会計で御説明をいたします。私からは以上です。

○**市民課長** 私からは、8 目後期高齢者医療運営費について説明いたします。説明欄の白丸、後期高齢者医療広域連合負担金の 1,564 万 3,000 円の増額につきましては、後期高齢者医療制度の令和 3 年度分の医療給付費の精算に伴いまして、昨年度概算で支出いたしました負担金の不足額を、後期高齢者医療広域連合へ支払うことによるものです。私からは以上です。

○**家庭支援課長** 続きまして、27、28 ページ、2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費をお願いいたします。備考欄 3 つ目の白丸、児童扶養手当支給事業、前年度児童扶養手当給付費国庫負担金返還金につきましては、38 万円になりますが、昨年度国から受け入れた負担金に対しまして、昨年度の児童扶養手当の給付実績に基づき、その差額を国に返還するものです。私からは以上です。

○**福祉課長** 次の白丸、御覧ください。児童手当支給事業の 2 つ目の黒ポツ、前年度子育て世帯への臨時特別給付金国庫補助金返還金 660 万円の増につきましては、前年度の事業費確定に伴う返還金を補正するものです。

続きまして、31、32 ページ、3 項生活保護費 1 目生活保護総務費のうち上から 3 つ目の白丸、生活保護適正化

事業の、前年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金返還金 98 万 3,000 円の増につきましては、前年度の事業費確定に伴う返還金を補正するものです。

次の 2 目扶助費の白丸、生活保護扶助費の前年度生活保護費国庫負担金返還金 4,527 万 6,000 円の増につきましても、前年度の事業費確定に伴う返還金を補正するものです。私からは以上です。

○農林課長 それでは、予算書 37、38 ページ、6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費の 2 つ目の白丸、ぶどうの里づくり等推進事業の果樹園整備促進事業補助金 668 万円の増額です。これは果樹産地の生産振興を図るため、果樹園整備等に対する補助金で、当初の予定を上回る申請があったことによる増額です。

続きまして、39、40 ページ、2 項林業費 3 目造林費の白丸、森林再生林業振興事業の一番下のポツ、森林整備補助金 7,394 万 5,000 円の増額です。これは林業事業者が経営計画等に基づく森林整備に対し、県の信州の森林づくり事業補助金の交付決定に基づき、市が上乘せ補助金を交付するもので、特に今年度は市の補助金交付要綱の一部改正により、松くい虫被害森林の樹種転換を実施する保全松林緊急保護整備事業を対象事業としたことに伴い、当該事業による整備面積が拡大したことによる増額です。私からは以上です。

○都市計画課長 41、42 ページ、8 款土木費 4 項都市計画費 2 目公園管理費の内容について御説明いたします。白丸、公園管理諸経費の 2 つ目のポツ、備品購入費 725 万 7,000 円の増額につきましては、この 10 月の臨時議会で御審議いただき、小坂田公園の指定管理者が決定しましたので、指定管理者と協議を行い、小坂田公園管理運営業務仕様書に記載した貸与備品に不足するものがありますので、その備品の購入に係る経費を補正するものです。主な備品の内容につきましては、公園全体の維持管理に必要な乗用式モア、除雪機、管理棟事務室の事務機器のほか、防災用のトイレのユニット 8 セットなどを購入するものです。私からは以上です。

○教育総務課長 45、46 ページ、10 款 2 項 1 目学校管理費の白丸、小学校管理諸経費のうち、上から 4 つ目の消耗品費 182 万円の増額につきましては、国の学校における感染症対策等支援事業の補助限度額の引き上げに伴い、感染症対策の一層の徹底を図るため、補正をするものです。なお、財源につきましては、国の学校保健特別対策事業補助金 91 万円で、補助率は 2 分の 1 です。

続きまして、47、48 ページ、10 款 3 項 1 目学校管理費の白丸、中学校管理諸経費のうち、上から 5 つ目の消耗品費 105 万円の増額につきましては、小学校費同様、国の学校における感染症対策等支援事業の補助限度額の引き上げに伴い、感染症対策の一層の徹底を図るため、補正をするものです。なお、財源につきましては、国の学校保健特別対策事業費補助金 52 万 5,000 円で、補助率は 2 分の 1 です。私からは以上です。

○社会教育スポーツ課長 続きまして、5 項社会教育費、1 目社会教育総務費、2 つ目の白丸、吉田西防災コミュニティセンター運営事業、防犯カメラ設置工事費 29 万 5,000 円につきましては、施設西側部分の夜間の照明がないことから、施設利用者から不安の声が寄せられておりますので、センサーライト付き防犯カメラを設置することに伴い、増額補正をお願いするものです。

ページ飛びまして、53、54 ページ、6 項保健体育費 2 目体育施設費、1 つ目の白丸、体育施設管理運営事業、2 つ目の黒ポツ、資源物廃棄物処理料 100 万 7,000 円につきましては、市立体育館内の蛍光灯安定器に、高濃度 PCB が含まれていることが判明したため、処理に係る費用の増額補正をお願いするものです。

2 つ目の白丸、体育施設整備事業体育施設改修工事費につきましては、現在整備を進めております中央スポーツ公園テニスコートにつきまして、本年度の夜間利用の状況や、利用者から夜間照明の設置について強い要望が

寄せられましたことから、コート設置に合わせまして照明設備を整備するため、その費用につきまして増額補正をお願いするものです。なお、照明設置に伴う全体事業費につきましては、説明欄補正額2,840万円に加えまして、債務負担行為補正分1,460万円の合計4,300万円となります。LED照明器具につきましては、発注から納品されるまで数か月と言われているため、照明の電柱や電気配線用の埋設配管など、地下部分の工事を進めまして、人工芝テニスコートの完成は先行させます。照明器具が納品され次第、設置することとしたものです。財源につきましては、合併特例事業債を充てております。私からは以上です。

○**財政課長** お戻りいただき、歳入11、12ページ、歳入のうち一般財源について御説明申し上げます。13、14ページ、一番上の19款2項1目1節財政調整基金繰入金の1,250万4,000円の増額ですが、こちらにつきましては、基金の取り崩しによりまして、今回の補正において不足する財源を賄うものです。

次に、20款1項1目1節前年度繰越金1億6,100万8,000円の増額ですが、こちらにつきましても、財政調整基金繰入金同様、今回の補正において不足する財源を賄うものです。一般財源についての説明は以上となります。

お戻りをいただき、5ページ、第2表債務負担行為補正ですが、こちらにつきましては、ふれあいセンター洗馬などの指定管理及び歳出で説明がありました中央スポーツ公園テニスコート増設工事に伴う期間及び限度額を追加するものです。

6、7ページ、第3表地方債補正ですが、ここまでに説明のありました市債について、限度額を変更または追加するものです。説明は以上です。

○**委員長** ただいま説明を受けた部分について、議案の質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**小澤彰一委員** 16ページ、宮原財政課長にお伺いします。電気料金、いろいろな会計をやっている中で、私は非常に高騰していると驚きをもって、今新聞報道を見ているところですが、先ほどの説明聞くと、かなりの金額が増えていくのですが。市庁舎とかあるいは学校などについては、高圧受電という契約だと思っておりますが、簡単に基本的なことを説明していただけませんか。

○**財政課長** 電気料金に関しましては、一般家庭で使われる低圧のものと、庁舎や公共施設、大きな施設で使っている高圧のもの、大きく分けて2つあります。市で使っている高圧に関してですが、まずは電氣量がどのように決まってくるかというところですが、基本的には毎月固定の基本料金、これと電力の使った量に応じる電力の使用量。ここに先ほど説明を申し上げた、燃料費調整額というものが入っております。

今回、燃料費調整額というのが昨年に比べて大幅に増えているということでありまして、庁舎の金額で申し上げますと、先ほど申し上げたとおり、基本料金とかそういうところは変わらないのですが、燃料費の調整額というのが非常に増えているということで毎月の比較ですが、先ほど申し上げたとおり、10月時点だと9.7円増加していますし、1月時点だと13.7円ほど上がる見込みという状況であります。

実は国が、経済対策等でここに補助金等を投入しているのですが、ここに今申し上げた電力使用量、調整額というところに、国は高圧の場合、1キロワット当たり3.5円投入しています。ですので、先ほど申し上げたとおり、1月の状況だと13.7円上昇するところに3.5円減額ということなので、結果としては使った料金、1キロワット当たり10円増額するという状況が見込まれるところです。本庁舎の場合ですと、今のところ今回の補正で、補正前が1,621万8,000円に対して、今回は450万円補正しまして、トータル2,070万円とするような、施設全般にわたってそういった状況が続いているところですので、よろしく願いいたします。

○委員長 ほかにありますか。

○柴田博委員 54 ページの新しく作るテニスコートの照明の関係ですけれども、当初設計になかったものを取り付けるというのは、あまりないことだと思うのですけれども、その辺、どういう経過で、どこで取り付けることにしたのか、その辺、もう少し詳しくお願いします。

○社会教育スポーツ課長 当初設計では、確かに照明設備を設置する予定ではありませんでした。廃止します東テニスコートは土のコートですが、こちらに照明がもともとあったこともありまして、今年度、利用者等から、なぜあったものをつけないのかというような御指摘を多数頂いたところです。設計になかったことから、将来要望があれば、学校グラウンドのように高い所から照らす照明を設置することを考える予定でございましたが、やはりそういった照明ですと、テニスのボールが見えなくなるという弊害があることが、その後、判明いたしました。人工芝を張る前に、照明を地下埋設部分の工事をしたりすることで照明柱を建てたりしないと、今後照明を設置する場合にテニス競技に支障のない照明が設置できないことが判明したことから、12月補正で今回お願いするものです。

○柴田博委員 当初設計にはなくて、既設の廃止になるコートには照明がついていた。だけど、新しいほうにはつけないようにした。その辺は、何か、少し検討不足だと思うのですけれども、どうしてそういうことになってしまったわけですか。

○社会教育スポーツ課長 既存で平成30年まで遡りまして、テニスコートの利用状況を調査いたしました。その結果、土のコートの夜間照明の利用率が低かったことから、当面は西コートの既存4コートの照明だけで足り得るだろうという想定をしておりましたが、今年度、実際、東テニスコートを廃止しまして、使えないようにしまして、西コートを運用しましたところ、特に夕方から夜7時ごろまでにかけて、抽選漏れしてしまう、使いたいだけでも利用者が多くて使えないという状況が連続して起こりました。そういったことから、利用者から大変大きな苦情をいただいて、今回、補正をお願いしたものです。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

○横沢英一委員 収入の関係もよろしいですか。

○委員長 いいです。

○横沢英一委員 12 ページのふるさと寄附金の関係なのですが、やはりふるさと寄附金は、塩尻市への国民の皆さんの関心事でもあると思うのですが、この4億2,000万円もですが、長野県内の19市の中で、大体6億2,500万円という何番目ぐらいの給付額の市になるのでしょうか。その辺、分かったら教えてください。

○秘書広報課長 昨年度の6億円は、19市中でいきますと8番目という状況になります。

○委員長 いいですか。ちなみに、ベスト3を教えてくださいいいですか。

○秘書広報課長 ベスト3につきましては、1位が伊那市になります。こちらが金額的には24億円、2番目が須坂市で23億円、3番目が中野市で13億円になっております。

○委員長 分かりました。皆様から、ほかに。

○牧野直樹委員 関連で、そのベスト3の3市は、市がやっているのか、例えば、塩尻市みたいに振興公社みたいなのを作って、そちらに委託しているのか。どういうやり方をしているのか教えてください。

○秘書広報課長 すみません。そういった委託なのか、市で直営でやっているのかまでは把握していない状況です。申し訳ありません。

○牧野直樹委員 18ページのふるさと寄附、業務委託が2,100万円の増額があるのですが、これは、塩尻市は市の振興公社に業務委託をしていると思います。例えば、寄附金が上がったので、業務委託のお金を2,100万円上げるとするのは、内容がどのように変化して2,100万円の数字が出てきたかということをお教えください。

○秘書広報課長 こちらの寄附業務委託につきましては、振興公社に委託をしまして、やはり発注、また発送の主に作業、実費にかかった分等を計算しましてお支払いする、そういった内容の委託料ということになっております。

○牧野直樹委員 当初の業務委託料の内容が分からないのだけれど、どのような委託料の委託の契約をしているのかということ、今さら言ってもしょうがないので、外部団体のときに聞きます。それまでに、そういう資料を用意しておいてくれますか。19日に外部団体のものがあるので、そのときに徹底的にやりますので、細かい資料をお願いいたします。

○委員長 ほかに。

○山口恵子委員 20ページの防災関係でお聞きします。被災者生活再建支援システムの関係なのですが、このシステムは、かなりいろいろな、様々な機能が備わって活用できると思います。それで、主な、どのような機能が備わっているかということと、塩尻市としてはどの機能を活用しようとしているのか、その点についてお聞きします。

○危機管理課長 このシステムですが、主な部分としては、先ほど申しましたとおり罹災証明書の発行の機能、それから被災者台帳の作成、管理といった部分。これが大本になりますが、そのほかに、建物の被害を調査する被害認定の調査書等、フロー化されたものがありまして、市職員でも容易に被害認定の業務ができるということが一つあります。

それから、被災者状況等をデータベース化することによりまして、庁内全体での横の情報共有が可能になりまして、例えば、支援の行き届いていない被災者や罹災証明書の申請を行っていない方も把握することができたりするので、市からアプローチするという考えられます。そのほかに、生活支援業務全体のマネジメントというものを効率的に行うという、そういったシステムになっております。市としては、サービスの部分全てを今回取り入れて、行っていきたいというように考えております。以上です。

○山口恵子委員 災害のときの時間的な関係もあって、スピーディーな対応ができるように整ったというように感じます。それで、このシステムを活用するには、常に住民情報と連動して、いざというときに正しい情報を基に活用することが大事なのですが、住民情報との連動も、このシステムの中に含まれているのかお聞きします。

○危機管理課長 今回のこのシステムは、以前のももそうですが、住民基本台帳の情報、それから固定資産の家屋データの状況、これらが必要になりますので、そこと連動するためのデータ変換等も今回行いまして、新システムへ移行をしまっています。定期的にそれらのデータ変換をしまして、新システムへデータを新しく更新するという、そういう仕組み、そういう使用を考えております。

○委員長 いいですか。

○柴田博委員 今のところですが、委託先から今年度いっぱいサービスを打ち切りたいという話だった

という説明があったのですが、当初からそういう契約だったのですか。

○**危機管理課長** 当初からではなくて、今年度8月にそういった申し出がありました。今年度いっぱいという、半年ほどしかないという中で、業者側も1年間はシステム提供を延長しますということをおっしゃっていましたが、使用料が割増しになり、しかも保守メンテナンスなしという条件であったので、延長はせずに、新たなシステムへ移行してしまうほうがいいのかという、そういう判断をしまして、今回、補正予算をお願いするものです。

○**柴田博委員** 当初の契約の中では、契約の途中で相手から、そういうふうに打ち切る場合の取決めとか、そういうのはなかったわけですか。

○**危機管理課長** 当初の中では、そういった条項は、特別なものはなかったものです。

○**柴田博委員** だけど、例えば、同じ契約期間中にサービスを打ち切ったり、打ち切らないなら利用料を値上げするとかというのは、そういう契約になっているわけですか。

○**危機管理課長** 今年度いっぱい、業者側は被災者支援サービスの業務自体を閉じたいという申し出があったということで、ただし、あまりに唐突なので、もう1年間は業務自体は続けられますけれども、メンテナンス等、保守等はなしで、若干割増しの料金になりますという御案内がありまして、それではちょっとということで、新システムへ移行することを判断したものです。

○**柴田博委員** 今までの契約というのは、いつまでの契約だったのですか。

○**危機管理課長** 1年ごとに、年度で契約をしております。

○**柴田博委員** 分かりました。

○**委員長** ほかに、この件でありますか。

私から、一点、お願いしたいと思っておりますけれども、固定資産台帳と罹災証明の関係なのですが、罹災証明を取るときに、家屋が何パーセント損壊したとか、そういうことが必要になってくるのですが、以前の長野県中部地震のときも、床面積の何パーセントということで、壁だとか屋根だとか、そういう損害は算定されなかったのですけれども、そういったことは、判定の仕方というのは変わっていないですか。

○**危機管理課長** 一般的に、半壊、それから全壊といった条件については、国なりの指針と言いますか、大本となる基準がありまして、それに沿った中で家屋の損壊状況を見て、最終的に罹災証明が発行されるという形にはなります。市独自で状況を、基準を変えるわけにはいきませんので、国、県等で行っている基準に従った中での被害認定になっていくものです。

○**委員長** 災害見舞金は、市で決められますか。基準について。

○**危機管理課長** 福祉課から災害見舞金を支払うようになりますが、その基となる、全壊、半壊等の罹災証明については、危機管理課、税務課になりますけれども、一方の証明書に基づいたものが必要となっているものです。

○**委員長** そうすると、災害見舞金においても、被害の床面積に該当しないものについては対象外ということではないですか。

○**危機管理課長** 面積ばかりでなくて、例えば、床上浸水になれば、半壊扱いになるとか、そういったこともありますので、全てが被害の床面積が基準になるものでもないということです。

○**委員長** 床上浸水は床面積の被害に当たるのは当然なのです。壁とか屋根というのがカウントされないのです、罹災証明上は難しいかもしれないけれども、災害見舞金の対象には、市独自としてできないのですかという。

○危機管理課長 ただいま資料を調べましたところ、令和3年に改定がありまして、住宅、住家に係る被害認定基準の指針というものがあります。新しく改定されたものの中では、部位ということで、基礎だとか柱とかいった部分の損害割合も合計をして、全体の損害割合に加算をするという、そういう判定を行うという記載がありましたので、最近、壁等や基礎等も含まれるような計算方式に改定がされているということです。

○委員長 分かりました。ほかに。

○古畑秀夫委員 さっきのふるさと寄附金の関係のところに戻りますが、寄附謝礼品というのは、どういうものが人気があるのかということ、一つお聞きしたいのと、もう一つ、ポータルサイトの使用料って前も言いましたが、かなり高いのですが、これは各市町村なりで使っていると思うので、もう少し連携して、もう少し安くできないかというのは、なかなか難しいことでしょうか。

○秘書広報課長 まずは、品物の人気と言いますか、そちらですけれども、一応、金額ベースになりますけれども、やはり時計とプリンターが割合的には8割という状況になっております。あとは、ワインとシャインマスカット。こちらで15%ぐらい。あとは、その他という、そんな状況になっております。

2番目のサイトの手数料の関係は、やはり前回も御質問頂いた状況でありますけれども、やはり高額なところは認識している部分はありますけれども、やはり自前で、なかなかやるというのは難しい点がありますので、なかなか自治体間で連携を取ってというところは難しい部分があります。その部分、サイトも各寄附額の5%であったり、高いところだと14%ぐらい差がある状況ではありますので、そのあたりは、状況は注視していく状況にはありますけれども、基本的には、この状況、各ポータルサイトを使用して寄附を募っていきたいという、そんな状況です。

○古畑秀夫委員 違うことでもいいですか。40ページが一番上の森林再生の林業振興事業の関係の一番下の、新たに森林整備補助金が追加になっています。これは、場所的にはどの辺のところなのでしょうか。

○農林課長 今回、新たに追加した保全松林という事業を取り組んだのは松本広域森林組合でありまして、これは片丘地区で約14ヘクタールほど整備を進めております。以上です。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

○副委員長 24ページ、障害者福祉費の障害者福祉サービス給付費、それと、その下の障害児施設給付費、それと次の26ページの更生医療給付費。これが数千万円、あるいは1億6,800万円というのは、大きな補正額となっています。これは、当初予算に比べて、金額ベースでも件数ベースでもいいですが、これはどのぐらいの増加率になりますか。

○福祉課長 今の御質問ですが、特に障害者福祉サービスの給付費が、令和4年度当初11億5,000万円で見えたところなのですが、特に、先ほどお話ししました重度訪問介護の部分が、令和2年度から令和3年度に約4,000万円程度増えております。今回も支給決定者数が、令和元年度が446人、令和2年度が486人、令和3年度が507人、令和4年度9月末で519人の支給決定ということで、年々増えているものですから、障がいの部分については、ほかの障がい児の部分もありますが、更生医療もそうなのですが年々増えているということで、当初、前々年度の決算を見込んで予算を立てているのですけれども、なかなか数字が増えている。このサービスを使っただけということで、一般の方も少しでもサービスを使っただけということで、いい部分もあるのですけれども、支出もこれだけあるということでしております。以上です。

○副委員長 件数や対象者がそれだけいるという事実は、それでしっかり把握していただくことだと思うのですが、当初予算で、これだけ、要は当初と補正額が言わば乖離しているわけですので、これは、精度はやはり上げてほしい。国庫と県が75%つくという補助金ですけれども、期の途中で数千万円、あるいは億単位で補正をしなければいけないという、精度としては少し粗っぽくないかという気がしますので、ぜひ、その精度を上げていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長 ほかにありませんか。

○小澤彰一委員 先ほど古畑委員からあった40ページの森林に関するところで。私は聞き漏らしたのかもしれないのですが、松くい虫関連で、この中でどのように使われたのか、もう一度お願いできませんか。

○農林課長 今回、要綱の一部が改正で追加になった事業が保全松林緊急保護森林整備事業というものでありまして、これは、自然災害だとか病害とか、そういった災害で被害を受けた森林を、枯損木の処理から始まって整地まで行うというような、そういった事業です。今回、片丘で取り組んでいるものは、まさに松くい虫の被害林でありまして、これによって樹種転換が図られたと、そういうことであります。以上です。

○小澤彰一委員 樹種転換というのは、植え直す、植林再生作業というものが当然入ってくると思うのですが、実際に枯損木を処理するには、どの程度お金がかかるものなのですか。

○農林課長 ヘクタール当たりの単価というものが、今、手元に資料がないのですが、全体の事業費で申し上げますと、今回、補正後の全体の金額が約1億1,700万円余のうち、この保全松林というものが一番ウエートを占めておりまして、約28%、3,229万円余であります。これは、特殊地ごしらえというものでありまして、それに対して、21%の比率で搬出間伐で2,461万円余ということで、ヘクタールの整備費用というものが、特殊地ごしらえがかなり高額であるということで、今回、補正をさせていただいているという状況であります。以上です。

○委員長 ほかにありませんか。

ないようですので、質疑を終了といたします。

これより、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第11号令和4年度塩尻市一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、11時05分まで休憩をします。

午前10時56分 休憩

午前11時04分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

議案第 12 号 令和 4 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について

○**委員長** 議案第 12 号令和 4 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。説明を求めます。

○**市民課長** それでは、議案第 12 号令和 4 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。

議案の別冊 1 ページ、第 1 条から御覧ください。歳入歳出それぞれ 4,317 万 5,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 67 億 2,133 万 5,000 円とするものです。

歳出から説明いたしますので、9、10 ページの事項別明細から御覧ください。7 款 1 項 3 目償還金 4,317 万 5,000 円の増額につきましては、令和 3 年度の医療給付費の精算に伴いまして、昨年度中に県から交付されました保険給付費等交付金の当市の超過収入分を県へ償還するものとなります。

次に、歳入を説明いたしますので、7、8 ページを御覧ください。5 款繰入金 2 項 1 目基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金 619 万 9,000 円の増額となります。歳出補正に対する歳入不足額を財政調整基金より繰り入れるものとなります。

次の 7 款 2 項 4 目前年度保険給付費等還付金 3,697 万 6,000 円の増額につきましては、令和 3 年度医療給付費の精算に伴いまして、昨年度中に概算で支出をいたしました医療給付費の過払い分が長野県国民健康保険団体連合会より還付されることによるものとなります。説明は以上です。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、自由討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案に対する討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第 12 号令和 4 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第 13 号 令和 4 年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について

○**委員長** 議案第 13 号令和 4 年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。説明を求めます。

○**長寿課長** 議案第 13 号令和 4 年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について御説明いたします。

議案別冊 1 ページ、第 1 条、歳入歳出予算にそれぞれ 288 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 59

億5,459万円とするものです。

それでは、事項別明細書について御説明いたします。初めに歳出を御説明いたしますので、9、10ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費から3款2項2目任意事業費までの補正につきましては、増減になりますけれども、職員の異動、会計年度任用職員の報酬単価の増額に伴う人件費に係る補正となります。

続いて、歳入です。7、8ページ、3款2項3目から5款2項2目の国、県それぞれの地域支援包括的支援事業及び任意事業交付金、また、6款1項3目地域支援包括的支援事業及び任意事業繰入金につきましては、それぞれの事業に係る人件費の増減に伴い、法定割合による、国39%、県19.25%の交付金を増額補正し、また、市の19.25%の負担分を一般会計から繰り入れるものです。

次に、6款1項5目その他一般会計繰入金につきましては、介護保険事業の人件費に係る経費の減額に伴い、一般会計からの繰入れを減額補正するものです。

2項1目基金繰入金につきましては、介護保険事業交付金等に係る歳入と人件費に係る歳出の差額分を増額補正するものです。私からの説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第13号令和4年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第14号 令和4年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）について

○委員長 議案第14号令和4年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。説明を求めます。

○上水道課長 それでは、議案第14号令和4年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

別冊資料1ページ、第2条、収益的支出、第1款水道事業費用を補正予定額1,746万4,000円増額し、16億2,447万5,000円とするものです。

次に、第3条、資本的支出、第1款資本的支出を補正予定額172万6,000円減額し、8億1,440万円とするものです。なお、補正後の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、第3条本文のとおり、6億1,900万4,000円に、また、補填する財源を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,100万3,000円、減債積立金2億7,539万3,000円に、過年度分損益勘定留保資金3億1,260万8,000円とするものです。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を、補正予定額566万8,000円増額し、1億3,585万3,000円とするものです。

それでは、10ページからの説明明細書を御覧ください。今回の補正は、物価上昇に伴う電気料の増額と人事異動に伴う人件費について、関係する費目を補正するものです。なお、人件費については、個々の説明は省略させていただきます。

10ページ中ほど、1款1項1目原水及び浄水費28節動力費です。補正予定額1,107万9,000円は、浄水場やポンプ室に使用する電気料で、燃料価格の高騰に伴い、変動単価である燃料費調整単価が上昇したことにより増額するものです。年度当初、1キロワット当たり1円12銭だった単価が、12月現在、10円57銭、約10倍となっており、単価の上昇は今後も継続するものと予測し、予算に不足する額を計上したものです。

議案の説明は以上となります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○**委員長** それでは、質疑を行います。質問のある方はいらっしゃいますか。

○**副委員長** 一般会計でもそうなのですが、動力費とか、いわゆる燃料費高騰に関わる補正がかなり大きいです。今年についてはこういうことでもいいのですが、今後、高止まりをして、コストがそのまま落ちてしまうと、水道使用料、下水も含めて、そこに影響するのではないかと危惧されますが、見込みはいかがでしょうか。

○**上水道課長** 現在、令和5年度の当年度予算については算定中ですが、現状の価格のままですと、令和4年度の約1.5倍の電気料がかかるものと見込んでおります。これにつきましては、事業内の節電等を心がけるとともに、不足する額については、令和5年度に発生します利益から補填するものとなります。

○**副委員長** 今言われるとおり、財務的にはそういう処理だとか計画、予算だと思いますが、それは絶対長続きしないということで、行く行くは、最後は使用料の値上げをしないと追いつかなくなるという理屈になると思います。これは、国中で状況は同じだということで、多分、塩尻市だけの問題ではないと思いますけれども、そのあたり、県を交えた横の連携だとか情報交換といった部分はどうなっていますでしょうか。

○**上水道課長** まず、12月8日ですけれども、新聞紙上で政府の補助金が補填されるという報道がされました。これにつきましては、水道事業、下水道事業における電気料についても対象となりますので、それによって若干の引下げはされるものと考えております。ただ、電力会社が基本料金等を値上げした場合には相殺される場合もありますので、そうした状況が続くということになりますと、財政的にかなり厳しい状況になってきますので、現在計画している投資額の見直しなどをしつつ、それでも会計が財政的に厳しい状況であれば、料金改定についても検討していきたいと考えております。

○**副委員長** 今言われるとおりだと思います。これは日本中で同じことが各自治体で課題になるのではないかと思いますので、情報を早くに取得して、国、県と調整するというのが、この水道事業、下水道事業でも必要になると思います。ぜひ、そのあたり抜かりなくお願いしたいと思います。要望にさせていただきます。

○**委員長** ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第14号令和4年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第15号 令和4年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）について

○委員長 議案第15号令和4年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。説明を求めます。

○下水道課長 それでは、別冊、議案第15号令和4年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）にて説明させていただきます。

初めに1ページ、第2条、収益的支出の予定額で、第1款下水道事業費用を補正予定額2,557万2,000円増額し、総額27億30万6,000円とし、第3条、資本的収入の予定額で、第1款資本的収入を補正予定額1億4,770万円減額し、総額12億3,923万3,000円とし、資本的支出の予定額で、第1款資本的支出の補正予定額1億6,014万5,000円減額し、総額22億2,834万1,000円とするものです。なお、この補正により、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、第3条本文のとおり、それぞれ補填する額を補正いたします。

続いて2ページ、第4条は、資本的支出の減額に伴い、企業債限度額を減額するものです。

第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費を、補正予定額1,804万5,000円減額し、総額7,310万7,000円とするものです。

続いて、10ページ一番下、注記の補正です。Ⅱ予定貸借対照表等関連、2引当金の取崩し、(1)退職給付引当金の取崩し中、637万4,000円を676万4,000円に改めます。

今回の補正は、水道事業会計と同様に、人事異動に伴う人件費の補正、電力料金の値上げに伴う動力費の増額補正に加えまして、社会資本整備総合交付金の内示を受けられなかった塩尻市浄化センターの反応タンクの機器更新と耐震化に関する費用の減額補正を行うものです。

科目ごとの補正内容については、11ページから14ページの説明明細書を御覧ください。主な補正内容ですが、説明明細書11ページ、1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費28節動力費は、マンホールポンプの運転に要するもの、2目浄化センター費28節動力費は、公共下水道の塩尻市浄化センターの運転に要するもの、4目楢川処理場費28節動力費は、楢川浄化センター運転に要する動力費をそれぞれ増額するものです。

14ページ、1款資本的支出1項建設改良費3目処理場建設費20節委託料、下水道ストックマネジメント事業と下水道施設耐震化等推進事業ですが、4系列ある反応タンクのうち、1系列の機器更新と耐震化を令和4年度と5年度と2か年で実施予定でしたが、補助金の内示を受けられず、事業を1年先送りすることから、委託料を減額するものです。この委託料の財源としまして、13ページ、企業債と国庫補助金を計上しておりましたが、それぞれ減額するものです。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第15号令和4年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第16号 令和4年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について

○委員長 議案第16号令和4年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。説明を求めます。

○下水道課長 それでは、別冊、議案第16号令和4年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）にて説明します。

1ページ、第2条、収益支出の予定額で、第1款農業集落排水事業費用を補正予定額376万4,000円増額し、総額2億6,055万9,000円とするものです。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を、補正予定額3万7,000円増額し、総額754万3,000円とするものです。

今回の補正は、下水道事業会計と同様に、人事異動に伴う人件費の補正、電力料金の値上げに伴う動力費の増額補正を行うものです。

科目ごとの補正内容については、資料9ページの説明明細書を御覧ください。主な補正内容ですが、1款農業集落排水事業費用1項営業費用2目浄化センター費28節動力費は、農集排処理場運転に要する動力費を増額するものです。人件費については、ここの説明は省略させていただきます。

説明は以上です。御審議のほど、お願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第16号令和4年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件につきましては、全て審査を終了といたします。

理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○**副市長** 本日は、御提案申上げました補正予算につきまして御審査を賜り、全ての案件につきまして、原案どおりお認めをいただきまして、誠にありがとうございました。

○**委員長** ありがとうございました。以上をもちまして、12月定例会予算決算常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前11時26分 閉会

令和4年12月16日（金）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

予算決算常任委員会委員長 中村 努 印